

国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則

平成 19 年 7 月 30 日
学長選考会議裁定

最終改正 令和 5 年 3 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人高知大学学長選考等規則（以下「規則」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、学長候補者の選考等に関し、必要な事項を定める。

(学長候補者の推薦手続)

第 2 条 学長選考・監察会議は、規則第 5 条に規定する学長候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定により推薦を求める場合は、推薦受付締切日の 15 日前までに行わなければならない。

3 規則第 5 条の規定により学長候補者を推薦しようとする者は、様式第 1 号に定める学長候補者推薦届出書、推薦書、履歴書及び業績概要を作成の上、第 3 条に規定する応諾書及び第 4 条に規定する所信表明書を添えて、提出するものとする。

4 学長選考・監察会議は、前項の書類を確認し、形式上の不備があると認めるときは、推薦者に参考となる情報を提供し、期間を定めて、推薦者を通じてその補正を求めることができる。

5 学長選考・監察会議は、前項の補正によっても形式上の不備がある書類（応諾書及び所信表明書を含む。）による推薦は受理せず、不備のない書類による推薦について受理する。

(立候補の意思確認)

第 3 条 学長選考・監察会議は、規則第 6 条第 1 項に規定する立候補の意思確認を様式第 2 号に定める応諾書をもって行うものとする。

(所信表明書の徴収)

第 4 条 学長選考・監察会議は、前条により応諾した学長候補者から所信表明書（様式任意）を徴するものとする。

2 学長選考・監察会議は、所信表明書に記載を求める事項について、規則第 8 条に規定する選考手続の開始に先立って行う学内意向調査の結果を参考に定め、あらかじめ公表するものとする。

(第1次学長候補者の選考方法)

第5条 学長選考・監察会議は、規則第6条第2項の規定に基づく第1次学長候補者の選考を、第2条第3項及び第4条により提出された書類により学長候補者及び推薦代表者にヒアリングを実施した上で、行うものとする。

(第1次学長候補者の公表等)

第6条 学長選考・監察会議は、第1次学長候補者の選考結果をグループウェアの教職員用掲示板(学長選考関係掲示板)に公表する。

2 学長選考・監察会議は、学内意向調査のうち候補者や所信等に対する調査に係る規則第11条第2項第1号の規定による実施期間等の公表に際しては、第1次学長候補者の略歴書を作成し、第4条に基づき提出された所信表明書と併せて氏名の五十音順に公表するものとする。

(所信表明)

第7条 学長選考・監察会議は、所信表明書の公開のほか、規則第7条の規定による第1次学長候補者の口頭による所信を表明する機会(以下「所信表明の会」という。)を設ける。この場合において、所信表明の会は、所信への評価を問う学内意向調査の終了日の1週間前までに実施するものとする。

2 所信表明の会の実施は1回とする。なお、候補者が所信表明の会に出席できない場合は、あらかじめ録画された映像を利用することができる。

3 前2項に定めるもののほか所信表明の会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第8条から第15条まで 削除

(学長の業績評価)

第16条 規則第14条第2項の規定により、学長の任期中の業績について評価(以下「業績評価」という。)を行う場合は、学長にヒアリングを実施するとともに、監事に意見を求めるものとする。

2 業績評価は、学長の任期が4年の場合は在任2年目の末までに、任期2年(再任)の場合は1年目の末までに行うものとする。

3 学長選考・監察会議は、業績評価結果をグループウェアの教職員用掲示板(学長選考関係掲示板)に公表する。

4 業績評価の実施方法について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 17 条 学長選考等に関する事務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この細則は、平成 19 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月26日）

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年10月19日）

この細則は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日）

この細則は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月22日）

この細則は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月 6 日）

この細則は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月22日）

この細則は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 17 日）

この細則は、令和 3 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 27 日）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日）

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条第3項関係）

（その1）

年 月 日

学長候補者推薦届出書

国立大学法人高知大学学長選考・監察会議 殿

下記の者を国立大学法人高知大学学長候補者として、関係書類を添え推薦します。

記

（被推薦者）氏 名

推薦代表者 所属・職名

氏 名（署名）

（添付書類）

- ・ 推薦書
- ・ 履歴書
- ・ 業績概要
- ・ 応諾書
- ・ 所信表明書

(その2)

年 月 日

推 薦 書

国立大学法人高知大学学長候補者として、下記の者を推薦いたします。

被推薦者 氏 名

(推薦理由)

(別紙記載可)

学長選考基準の各基準に適合する人物であることを基準ごとに説明してください。なお、学長選考・監察会議が、推薦代表者に対し、ヒアリングを行います。

推 薦 者

所属・職名

氏 名

※推薦者は自署すること、また 20 人を超える場合は適宜追加すること。

(その3)

年 月 日

履 歴 書

氏 名		男・女	生年月日	(満 才)
現住所				
学歴 (最終)				
職歴				
資格				
著書・論文等				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名				(自署)

(その4)

年 月 日

業 績 概 要

氏 名

(概要)

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

国立大学法人高知大学学長選考・監察会議

応 諾 書

あなたは、国立大学法人高知大学学長選考等規則第5条の規定により、学長候補者として推薦されました。

このことにより、同規則及び国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則第3条の規定により、学長候補者になることを確認する必要があります。

つきましては、国立大学法人高知大学学長選考等規則及び国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則を熟知し、同意する場合は、下記の署名欄に自署してください。

記

私は、国立大学法人高知大学学長選考等規則及び国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則を熟知し、学長候補者になることに同意します。

署名欄

氏 名